

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第52条第 1 項第 6 号、第53条第 1 項第 6 号、第56条第 1 項第 2 号二及び別表第 3 （に）欄 5 の項の規定に基づき、建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域を指定し、当該区域に係る数値を決定し、平成16年 4 月 1 日から施行する。なお、当該指定及び決定に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月10日

沼津市長 齋 藤 衛

1 名 称

東駿河湾広域都市計画区域（沼津市）内の用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定

2 指定区域及び決定数値

縦覧する計画図表示のとおり（沼津市の一部）

3 縦覧場所

沼津市都市計画部まちづくり指導課

東駿河湾広域都市計画区域内（沼津市）の用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定（市長指定及び決定）

区 域	面 積	容 積 率	建 ぺ い 率	道 路 高 さ 制 限	隣 地 高 さ 制 限	備 考 (行政区域に対する割合)
<b>沼津市獅子浜</b> 字北洞、字上ノ山、字北、字五反田、字南、字南洞、字宮郷の各一部 <b>沼津市江の浦</b> 字魚見戸、字魚見下、字西方、字西山、字沢ノ入、字東方、字中里道下、字中里道上、字四面坂、字山神道、字家ノ上、字坂連道上、字坂連道下の各一部 <b>沼津市多比</b> 字尻坂、字林、字鷲頭道、字広尾、字峯川、字城口、字上道、字桂林ノ上、字船揚、字宮下、字大谷戸、字中谷戸、字小谷戸、字着川の各一部 <b>沼津市口野</b> 字洞山、字塩久津、字神浜字舟木、字田連、字尾高、字入条、字向畑、字高磯の各一部 <b>沼津市内浦重寺</b> 字木置戸、字蛭子洞、字重寺、字横道、字鱒洞、字島合、字越地の各一部 <b>沼津市内浦小海</b> 字峯下、字中ノ洞、字中峯、字西ヶ洞、字丸山の各一部 <b>沼津市内浦三津</b> 字久伏、字瀧堂、字宮脇、字南町、字宿町、字北小路、字横町、字新屋敷、字白坂、字下ノ耕地、字山田、字仲田、字大久保、字小島、字川向町、字三浜の各一部 <b>沼津市内浦長浜</b> 字水揚、字北丁、字南町、字二又の各一部 <b>沼津市内浦重須</b> 字田久留輪、字岩尻、字深田、字大縄添、字上和田、字上条、字中条、字下条、字椎ヶ洞、字洞、字寺ノ上の各一部 <b>沼津市西浦木負</b> 字平浜、字川前、字上条、字浜条、字赤崎、字館ノ内、字峯、字登り立、字塔ノ沢、字横林、字小玉の各一部 <b>沼津市西浦河内</b> 字白坂、字森下、字八反田、字御崎、字日向の各一部 <b>沼津市西浦久連</b> 字神島、字浜田、字飛田、字堰ノ上、字外畑、字西町、字東町、字松木坂の各一部 <b>沼津市西浦平沢</b> 字峯、字東磯、字東、字南、字西の各一部	約 151.40ha	10 分 の 20	10 分 の 7	≦1.5	31m +≦2.5	行政区域面積 約 15,217ha の内 約 151.40ha (約 1.00%)

沼津市 における都市 計画区 域内の 用途地 域の指 定のな い区域	<b>沼津市西浦立保</b> 字魚見所、字宿沢、字向井田、字仲田、字丹所、字宮ノ前、字能三留見、字岡道、字川久保、の各一部 <b>沼津市西浦古宇</b> 字越路、字浜田、字大久保、字高田、字芝草、字細ヶ地、字宮ヶ崎の各一部 <b>沼津市西浦足保</b> 字土蔵、字清水、字向イ田、字横尾、字中通り、字上ノ台、の各一部 <b>沼津市西浦久料</b> 字別磯、字下洞、字八重畑、字中洞の各一部 <b>沼津市西浦江梨</b> 字浜見、字上道、字寺道、字熊ノ添、字鈴木地、字中島、字旭向、字西谷 字広尾、字宮添の各一部						
	<b>沼津市内浦三津</b> 字久伏、字瀧堂、字宮脇、字南町、字三浜の各一部 <b>沼津市内浦長浜</b> 字二又、字北丁の各一部	約 5.79ha	10 分の 30	10 分の 7	∠1.5	31m +∠2.5	行政区域面積 約 15,217ha の内 約 5.79ha (約 0.04%)
	上記以外	約 10,555.81h a	10 分の 20	10 分の 6	∠1.5	31m +∠2.5	行政区域面積 約 15,217ha の内 約 10,555.81ha (約 69.38%)